

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会 開催要綱

1. 趣旨

少子高齢社会や人口減少社会の進展，人々の生活の多様化や複雑化及び地域の衰退などが進む今日，家族や地域の絆や見守り機能が弱くなってきている。とりわけ，障害や認知症などがある人は孤独・孤立に陥りやすく，生きづらさが強まっているが，当事者をはじめとして誰もが住み慣れた地域でつながり，生きがいや役割を持ち，助け合いながら生き生きと暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が求められている。

このような中，京都府社協においては市町村社協と連携して，人のつながりや居場所の確保などの地域支え合い事業や，自己決定・意思決定を支える地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実践を通して地域社会づくりに取り組んできた。また，京都府や市町村，家庭裁判所，関係機関・団体の協力により権利擁護支援体制の整備に全力を注いできたところである。

しかしながら，地域福祉権利擁護事業を推進する中で，判断能力が一層低下した後の支援が課題となっている。そして，権利擁護を支える専門職等の人材に地域偏在があり，支援を必要とする人がどの地域に暮らしていても適切なサービスの提供を受けることができる体制整備が必要である。

また，国においても，地域における権利擁護支援の仕組みづくりについて，成年後見制度利用促進方策を示し，本年4月からの第二期計画では日常生活自立支援事業との連携，社協による法人後見の推進，社協を含めた地域連携ネットワークの構築等が重要ポイントに掲げられたところである。

このため，本検討会は，地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的な運用，京都府社協が担う法人後見のあり方，多様な主体の協力・協働を得るために必要な方策等について検討を行うことを目的として開催する。

2. 検討事項

本検討会においては，次の事項について検討を行う。

- (1) 京都府社協が担う法人後見実施のあり方
- (2) 法人後見実施市町村社協への，本会による法人後見監督支援体制の整備のあり方
- (3) 当事者本位・参加を軸とした地域福祉権利擁護ネットワークの今後強化すべき機能

3. 構成及びオブザーバー，会議の種類

- (1) 構成員，オブザーバーは，別紙のとおりとする。
- (2) 会議の種類は別紙のとおり，本会議のほかコアメンバー会議を設置する。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は，必要に応じオブザーバーの出席を求めることができる。
- (2) 本検討会の座長は，構成員の互選により選出し，副座長は座長の指名により選出する。
- (3) 本検討会は，本会議のほか必要に応じてコアメンバー会議を開催する。
- (4) 本検討会の議事については，別に本検討会で申し合わせた場合を除き公開する。
- (5) 委員報酬は会議開催1回あたり金10,000円とし，別途交通費実費を支払うものとする。
- (6) 検討会等以外の打ち合わせ，資料の作成等にかかった経費は別途支払う。
- (7) 本検討会の庶務は，関係部署の協力を得て福祉部生活支援課において行う。

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会
構成員名簿・会議の種類・オブザーバー

1. 構成員

○学識経験者（大学教員）

小賀野 晶一 氏 （中央大学法学部 教授）

佐藤 千恵 氏 （京都府立大学公共政策学部 教授）

○学識経験者（司法書士）

中野 篤子 氏 （公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事）
（公益社団法人認知症の人と家族の会 理事）

○社会福祉法人

樋口 幸雄 氏 （京都知的障害者福祉施設協議会 会長）
（社会福祉法人ライフサポート協会 理事長）

○市町村行政（中核機関）

田辺 茂雄 氏 （与謝野町役場 福祉課 課長）

○市町村社協

津田 勝二 氏 （社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会 事務局長）

○京都府行政

岩田 晋一 氏 （健康福祉部高齢者支援課 課長）

杉本 圭哉 氏 （健康福祉部地域福祉推進課 課長）

大辻 忍 氏 （健康福祉部障害者支援課 課長）

2. 会議の種類

（1）本会議

構成員全員の集合またはオンライン形式により開催する。

（2）コアメンバー会議

小賀野委員、佐藤委員、中野委員の学識経験者をメンバーとし、必要に応じて集合またはオンライン形式により開催する。

3. オブザーバー

○厚生労働省（社会・援護局 成年後見制度利用促進室）

○全社協（地域福祉部）

○京都家庭裁判所

○当事者団体

○専門職団体（京都弁護士会、京都社会福祉士会）

○その他、本検討会において必要と認める関係機関、団体、個人